

## はちのヘクリーンパートナー実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民等がボランティアで公共施設の環境美化活動をするに当たり必要な事項を定めることにより、市民等の地域への愛着心と美化意識の高揚を図るとともに、市民等との協働により継続的な環境美化活動を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に住所を有する者及び市内に事業所等を有する法人その他の団体
- (2) 公共施設 市内の公園、道路、河川その他市又は国や他の地方公共団体が管理する施設等
- (3) はちのヘクリーンパートナー 第4条の登録証の交付を受け、ボランティアで公共施設の環境美化活動をする市民等

### (届出)

第3条 はちのヘクリーンパートナーになろうとする市民等は、活動計画を示した「はちのヘクリーンパートナー申込書(様式第1)」を市長に提出しなければならない。

2 はちのヘクリーンパートナーを辞退するときは、「はちのヘクリーンパートナー辞退届出書(様式第2)」を市長に提出するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、口頭による辞退の旨の申し出をもって、八戸クリーンパートナー辞退届出書の提出に代えることができる。

### (登録証の交付)

第4条 市長は、前条第1項の規定により申込書の提出があった場合において、その内容を適当と認めるときは、当該市民等に「はちのヘクリーンパートナー登録証(様式第3)」を交付する。

### (はちのヘクリーンパートナーの役割)

第5条 はちのヘクリーンパートナーが行う公共施設の環境美化活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公共空間の散乱ごみ等の収集
- (2) 不法投棄されたごみ等に関する情報の提供
- (3) その他必要な活動

2 前項第1号の環境美化活動において収集した散乱ごみは、当該地域のごみ収集場所に排出するものとする。ただし、これにより難しい場合は、市長の指示する方法によるものとする。

### (市の役割)

第6条 市長は、はちのヘクリーンパートナーが行う活動に対し、必要に応じて次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 環境美化活動に必要なごみ袋の提供
- (2) 収集したごみの回収
- (3) その他活動に必要な事項

### (庶務)

第7条 はちのヘクリーンパートナーに関する事務は、環境政策課において処理し、関係課は、環境政策課の求めに応じ協力する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 22 日から施行する。